

2024年度【教職課程組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

学部再編を契機とする教職課程の質的向上

大学基準による分類：教育課程・学習成果

【1. 現状】（課題を含む）

・ 本学教職課程は、教職課程の課程認定基準に基づき教育課程を編成し、教育職員運営に関する運営委員会の下で適切な運営と質保証に努めている。また、学外による質保証の機会としては、2016年度の課程認定委員会による実地視察、2018年度の再課程認定があり、いずれについても適切に対応してきている。

・ 2026年度に予定されている理工学部の学部再編に伴い、教職課程についても改めて課程認定委員会に対する諸手続きを進める必要がある。教職課程を置く教育研究組織（学科）については学部再編後も基本的には現在の組織を引き継ぐこととなるため、「変更届」による設置をめざすこととなるが、課程認定委員会の審査結果によっては新たに課程認定申請を行うこととなる。変更届の審査結果が通知されてから課程認定申請の申請期限までは1か月半程度しかないため、あらかじめ課程認定を視野に入れた対応を行う必要が生じている。

・ 課程認定申請は、教員養成の目標をはじめ、教職課程の教育課程、教育研究組織、授業担当教員の教育研究業績、教育実習等について、基準に基づき厳格な審査がなされる。課程認定基準やその解釈は時宜に応じて変更がなされてきているが、運用上十分対応できていない部分も少なからず存在していること、本学では2008年開設の理工学部生命科学科以来の課程認定であり対応にあたっての知見・ノウハウの蓄積がなされていないことが大きな課題である。

・ 他方で、課程認定申請は本学として開設する教職課程についての総点検の機会とも捉えることができるため、本学の教員養成機能のさらなる強化に向けた契機ととらえ、組織的に取り組む必要がある。

【2. 原因分析】

・ 課程認定申請においては1で述べたように教職課程全般について細部にわたる審査がなされることとなるが、課程認定基準に基づきつつも、基準や文部科学省が公表しているQ&Aには明記されていない事項に基づく指摘がなされるケースもある。これらについては通常時の課程運営では考慮されていないこともあるため、綿密な情報収集・分析とそれに基づく対応が求められる。

・ 課程認定審査については、以前と比較して課程を開設する学科の専門性と免許教科の相当性の確認を含め、厳格化されている状況にある。そのため、従前から認められていた課程であっても、改めて課程認定を受ける場合には厳格化された解釈もとに対応する必要が生じている。

・ 審査過程での指摘については基本的には公開されるものではなく、自学内での共有・蓄積に限定されることがほとんどである。本学の場合、最後の課程認定申請から15年が経過しており、その間、基準や運用も変更された部分が少なくないため、ほぼゼロベースでの対応となっている。加えて、教職課程は学部学科で開設している「教科に関する専門的事項の科目」と本学では全学共通で開設している「教職基幹科目」に大別され、前者に係る対応は学部事務室、後者に係る対応は教職事務室が主として担うこととなるため、対応の全体像の把握・統括が難しい面も有している。

何故そうなっているのかを記述

どう改善するか

【3. 到達目標】

2025年3月の課程認定申請が目標となる。加えて、準備の課程で顕在化した諸課題について2024年度内に検討を行い、2026年度入学生対象カリキュラムから確実に対応開始できる状態とすること、この間の対応から得られた知見をドキュメント化し、教職カリキュラム委員会および事務局である教職事務室、理工学部事務室で共有可能な状態とすることをめざす。

【4. 目標達成のルート（手段）】

課程認定申請の手引きや大学間の協議会等を通じた情報収集・分析を行うとともに、事務局（教職事務室、理工学部事務室）、教職カリキュラム委員会において共有し、共通理解のもとで対応方策の検討・実行にあたる。特に、理工学部単体の課題としてではなく、本学教職課程として全学的に取り組むべき事項との認識に立ち、教職課程が行う教育活動全般についての総点検・改善の機会として、教職カリキュラム委員会を中心に取り組んでいく。

因果関係

【5. ルート（手段）の詳細】

～2024年5月：情報収集・分析と基本的な対応方針の策定
6月：教職カリキュラム委員会における具体的な検討開始 *並行して様式類作成
10月：変更対応が必要な事項について教育職員養成に関する運営委員会にて審議・承認
11月：教職課程に係る変更届提出
2025年2月：（課程認定申請に向けた）事前相談
3月：変更届審査結果受領、不可の場合には課程認定申請
*この間の対応経過および得られた知見については随時ドキュメント化し、教職カリキュラム委員会でも共有する

どう改善した

【6. 結果】

上半期の段階で、2025年3月の課程認定申請を念頭においた担当教員の手配ならびに様式作成準備を順調に進めてきた。2月および5月 教職カリキュラム委員会にて具体的検討が行われた後、教職事務室と理工学部事務室で打合せを行った。提出様式と役割分担について共有可能な状態を整えた。

5月以降 並行して両事務室で様式の作成を開始。

2026年-2029年度の間には教職科目の授業を担当する教員の検討を教職カリキュラム委員長へ依頼をし、教員配置を整えた。

9月初までに届いた教職科目の授業予定者へ様式書類の作成に基づき、履歴書・業績・シラバス等のチェックを行った。

10月 教職カリキュラム委員会、教育職員養成に関する運営委員会にて適宜、現状を報告。

11月 教職課程に係る変更届を、理工学部事務室より提出。

2月5日 課程認定申請に伴う事前相談に出席。指摘に基づき書類の修正を行い提出に備えた。

2月20日 変更届審査結果受領 全学部各学科の課程と免許状について「可」となり、教職課程としての維持が認められた。

2月末 変更届結果について、教育職員養成に関する運営委員会並びに教職カリキュラム委員会にて報告。

2024年度【教職課程組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

自主設定課題

「教職実践演習」シラバス改訂

大学基準による分類：教育課程・学習成果

【1. 現状】（課題を含む）

・「教職実践演習」は、教職課程を履修している学生が教職科目の履修や教育実習を経て、教員として最小限必要な資質・能力を有しているかどうかを当該科目の履修を通じて見極めるとともに、不足している知識・技能を補い定着を図ることを目的とする必修科目である。

・当該科目は2013年度から開設されており、本学の専任教員と教職課程特任教員が主となって授業を実施している。

・シラバスについては科目開設の際に立ち上げたワーキンググループが、文部科学省の示す指針に基づき原案を作成し、教育職員養成に関する運営委員会にて承認されたものを使用している。内容として、地元教育委員会等の協力の下、現役の教員および指導主事を招聘して行うパネルディスカッション、学生自らがテーマを設定して実施するフィールドワーク、各教科の内容について専門性を有する研究者教員の助言を受ける模擬授業等、充実したものとなっている半面、授業において扱っている内容が近年の学校現場の状況とはそぐわないものとなっていたり、ゲストスピーカーの手配や授業で使用する教職ポートフォリオ（CUORE）のあり方等について課題を有している。

・毎年度、担当教員間で打ち合わせを実施し、顕在化している課題への対応を行ってきているが、科目開設から10年以上経過しており、抜本的なシラバス改訂を行うとともに、授業運営のあり方についても検証・改善が必要である。

【2. 原因分析】

・「教職実践演習」については、中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度のあり方について」（平成18年7月）において科目の趣旨や扱うべき内容が提示され、さらに課程認定委員会において科目実施にあたっての留意事項として授業の進め方及びカリキュラムの例が細かく示されている。そのため、細部にわたって検討を行うにはある程度のまとまった時間と、担当する教員の経験値が必要となることから、これまで微調整にとどまり、全体像を踏まえての見直しを行うことが難しい状況だった。

・担当教員のうち、文系学部を授業を担当する専任教員は文学部教育学専攻の教員がローテーションで務めているが、1年ごとに担当者が交替するため、授業運営上の課題を認識しても次年度に引き継がれないことが少なくなかった。加えて、現在までの間に教職課程特任教員の交替もあり、「そもそもどのような目的・意図でこのようなテーマ・活動をしているのか」という理念が不明確になってきている。

どう改善するか

【3. 到達目標】

2024年11月までに改訂版シラバス、教職ポートフォリオの委員会承認を目標とする。
また、授業で使用する教材については2025年2月の完成を目標とする。

【4. 目標達成のルート（手段）】

①2024年度の授業担当教員のうち専任教員を中心に3キャンパスの教員で検討チームを編成し、事務局も含めてシラバスの全面見直しを実施する。理工学部再編に伴う教職課程の変更にも影響する事項であるため、2024年9月までの完了を目途とする。

②シラバス改訂作業終了後、教職課程特任教員も含めて細部（パネルディスカッションの運営や教職ポートフォリオの内容・活用方法等）についての検討を行い、年度内に完了する。検討作業を通じ、担当教員間で科目の趣旨・理念についての共有・定着を図る。

因果関係

【5. ルート（手段）の詳細】

～2024年5月：他大学の事例について情報収集
5月～：検討チーム立ち上げ（文・専任教員、理工・専任教員、法・教職課程特任教員＋事務局）、検討開始
～9月末：シラバス原案作成、留意事項等との整合チェック、微調整。
* 並行して教材についての検討開始
11月：教職カリキュラム委員会にてシラバスおよび教職ポートフォリオの改定案審議・承認→教育職員養成に関する運営委員会にて審議・承認
～2025年2月：使用教材改訂完了→ファイル販売について調整
2025年4月新シラバスに基づき連携する教育委員会等への講師派遣依頼、担当教員打ち合わせ

上半期の段階で、2025年3月の課程認定申請を念頭においた担当教員の手配ならびに様式作成準備を順調に進めてきた。2月および5月 教職カリキュラム委員会にて具体的検討が行われた後、教職事務局と理工学部事務室で打合せを行った。
提出様式と役割分担について共有可能な状態を整えた
5月以降 並行して両事務室で様式の作成を開始。
2026年-2029年度間に教職科目の授業を担当する教員の検討を教職カリキュラム委員長へ依頼をし、教員配置を整えた。
9月初までに届いた教職科目の授業予定者へ様式書類の作成に基づき、履歴書・業績・シラバス等のチェックを行った。

どう改善したか

【6. 結果】

上半期の段階で、計画の詳細に記載の文学部・理工学部・法学部の教員と、教職・理工学部事務室スタッフで対面による打合せを実施（①5/20・②7/30）し、以下の通り従来のシラバスと授業時使用ファイル「教職ポートフォリオ」について見直しを行い、2025年度以降の使用案を順調に作成した。

<シラバスについて>

・キャンパスにより授業計画が異なっていた点を解消し、学校現場の声をより多く取り入れた授業を展開するべく「特別活動とキャリア教育」回については後樂園と茗荷谷の授業計画に合わせ、多摩でも基調講演またはパネルディスカッションの授業形態に変更することとした。
・「学校見学」は必須とせず、学生の自主性を重んじ授業の一貫としての実施は行わないこととした。

<教職ポートフォリオについて>

ポータルサイトへの移行を検討したが、学校現場での運用実態と合わせてドキュメントとして残す方向で最終調整した。
文系学部については、一部manabaを利用したデータ提出を併用することとした。

下半期には、教職課程認定申請を前に再度シラバスの点検を行った。

課程認定申請事前相談（2025/2/5）の際に文科省担当官からアドバイスがあった事項（ICTの活用について明記すること）を追加し、2025年度から使用する新しいシラバスと教職ポートフォリオを完成させることができた。